

条 例 案 の 概 要

議案第 7 3 号 幸手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例

1 内 容

期末手当の支給割合の改定

年間支給割合を 0.15 月分引下げ

(単位：月)

	年度	期末手当支給割合		
		6 月期	1 2 月期	年間計
【現 行】	令和 3 年度	2.225	2.225	4.45
【改定後①】	令和 3 年度	2.225	2.075	4.30
【改定後②】	令和 4 年度以降	2.15	2.15	4.30

(第 1 条及び第 2 条中第 5 条関係)

2 施行期日

上記 1 内容【改定後①】について 公布の日

上記 1 内容【改定後②】について 令和 4 年 4 月 1 日

議案第 7 4 号 幸手市市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 内 容

期末手当の支給割合の改定

年間支給割合を 0.15 月分引下げ

(単位：月)

	年度	期末手当支給割合		
		6 月期	1 2 月期	年間計
【現 行】	令和 3 年度	2.225	2.225	4.45
【改定後①】	令和 3 年度	2.225	2.075	4.30
【改定後②】	令和 4 年度以降	2.15	2.15	4.30

(第 1 条及び第 2 条中第 5 条関係)

2 施行期日

上記 1 内容【改定後①】について 公布の日

上記 1 内容【改定後②】について 令和 4 年 4 月 1 日

議案第75号 幸手市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 内 容

期末手当の支給割合の改定

年間支給割合を0.15月分（再任用職員は0.10月分）引下げ

（単位：月）

	年度	期末手当支給割合		
		6月期	12月期	年間計
【現 行】	令和3年度	1.275 (0.725)	1.275 (0.725)	2.55 (1.45)
【改定後①】	令和3年度	1.275 (0.725)	1.125 (0.625)	2.40 (1.35)
【改定後②】	令和4年度以降	1.20 (0.675)	1.20 (0.675)	2.40 (1.35)

※ 表中（）内は再任用職員の支給割合

（参考）

期末手当・勤勉手当支給割合 （単位：月）

	期末手当	勤勉手当	年間計
改定前	2.55 (1.45)	1.90 (0.90)	4.45 (2.35)
改定後	2.40 (1.35)	1.90 (0.90)	4.30 (2.25)

※ 表中（）内は再任用職員の支給割合

※ 勤勉手当は改定しない。

（第1条及び第2条中第17条の4関係）

2 施行期日

上記1内容【改定後①】について 公布の日

上記1内容【改定後②】について 令和4年4月1日

議案第76号 幸手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

1 内 容

- (1) 会計年度任用職員の給与及び地域手当の合計額が埼玉県 lowest賃金額の水準を下回る場合の規定の整備

埼玉県 lowest賃金額に162.75(7.75時間×21日)を乗じ、100分の106で除して得た額を給料月額とするもの

(第1条中第3条関係)

- (2) 期末手当の支給割合の改定

令和3年度12月期は据置き、令和4年度以降の年間支給割合を0.15月分引下げ

(単位：月)

	年度	期末手当支給割合		
		6月期	12月期	年間計
【現行】	令和3年度	1.275	1.275	2.55
【改定後①】	令和3年度(据置き)	1.275	1.275	2.55
【改定後②】	令和4年度以降	1.20	1.20	2.40

(第1条及び第2条中第7条及び第16条関係)

2 施行期日等

上記1内容(1)について 公布の日(令和3年10月1日から適用)

上記1内容(2)【改定後①】について 公布の日

上記1内容(2)【改定後②】について 令和4年4月1日

議案第 77 号 押印及び署名の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

1 内 容

市民等の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、条例において求めている押印及び署名の見直しに伴う関係条例の規定の整備

- (1) 幸手市職員の服務宣誓に関する条例及び職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正

新たに職員となった者が行う宣誓書への署名押印を不要とするもの

(第 1 条及び第 2 条関係)

- (2) 幸手市固定資産評価審査委員会条例の一部改正

固定資産評価審査委員会の書記が作成する各調書への委員及び書記の署名押印を不要とするもの

(第 3 条関係)

- (3) 幸手市認可地縁団体印鑑条例の一部改正

認可地縁団体印鑑の登録及び登録廃止に係る申請書への代表者等の個人の印鑑の押印を不要とするもの

(第 4 条関係)

- (4) 幸手市市営住宅管理条例の一部改正

市営住宅の入居手続及び入居権利者の地位の継承手続において提出する請け書への署名を不要とするもの

(第 5 条関係)

2 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

議案第 78 号 幸手市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部
を改正する条例

1 内 容

職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援するため、特別休暇として不妊治療休暇を新設するもの

(1) 不妊治療休暇の事由

職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合

(2) 休暇の付与日数

一の年において 5 日（通院等が体外受精その他の規則で定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10 日）の範囲内の期間

（第 14 条関係）

2 施行期日

令和 4 年 1 月 1 日

議案第 79 号 幸手市土地開発基金条例を廃止する条例

1 内 容

先行用地取得の必要性が薄れたこと及び基金の設置目的を果たしたことから、幸手市土地開発基金条例を廃止するもの

2 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

議案第 8 0 号 幸手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 内 容

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 2 6 年内閣府令第 3 9 号）の一部改正に伴う規定の整備その他所要の改正

(1) 電磁的記録等に関する規定の整備

ア 特定教育・保育施設等の業務負担軽減を図るため、特定教育・保育施設等が記録、作成等を書面等により行うことが規定されているものについて、電磁的記録による対応を認めるもの

イ 教育・保育給付認定保護者の利便性の向上等を図るため、教育・保育給付認定保護者への重要事項の交付のほか、書面等による同意の取得等について電磁的方法による対応を認めるもの

(第 5 3 条関係)

(2) その他所要の改正

2 施行期日

公布の日

議案第 8 1 号 幸手市手数料条例の一部を改正する条例

1 内 容

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 2 0 年法律第 8 7 号）等の一部改正に伴う長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等の額の改定及びその他所要の改正

(1) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料及び計画変更認定申請手数料を次に掲げる場合に区分し徴収するもの

ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 1 号）第 6 条の 2 第 3 項の確認書又は同条第 4 項の住宅性能評価書の提出による場合

イ ア以外の場合

(別表関係)

(2) 共同住宅の認定単位を住戸単位から住棟単位に変更することに伴う規定の整備

(別表関係)

(3) 手数料の減免対象となる事務に係る号ずれ及び引用条項の整理その他所要の改正

(第5条及び別表関係)

2 施行期日

令和4年2月20日(上記1内容(3)手数料の減免対象となる事務に係る号ずれについては、公布の日)

議案第82号 幸手市下水道条例の一部を改正する条例

1 内 容

下水道法(昭和33年法律第79号)の一部改正に伴う引用条項の改正

「第6条第4号」 → 「第6条第5号」

(第13条の2関係)

2 施行期日

公布の日